

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき届出を行なった電気供給約款（平成 28 年 2 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、附則 3（口座振替により料金を支払われるお客さまについての特別措置）に定める口座振替割引額および附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 2（燃料費調整）および附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率 円 銭	消費税等相当額 円 銭
定額電灯 需要家料金 1 契約につき	75.60	5.60
電灯料金 10ワットまでの 1 灯につき	83.28	6.17
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	129.85	9.62
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	222.96	16.51
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	316.09	23.42
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	502.33	37.21
100ワットをこえる 1 灯につき 100ワットまでごとに	502.33	37.21
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	227.63	16.87
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	388.28	28.76

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
100ボルトアンペアをこえる 1機器につき100ボルトアンペア までごとに	円 銭 388.28	円 銭 28.76
従量電灯 A 最低料金 1 契約につき最初の 15キロワット時まで	373.73	27.68
電力量料金 15キロワット時をこえ 120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.83	1.68
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.26	2.16
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.32	2.46
従量電灯 B 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペア につき	388.80	28.80
電力量料金 最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.47	1.51
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.75	1.83
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.33	2.09
臨時電灯 A 1 日につき 総容量が50ボルトアンペアまで の場合	8.58	0.64
総容量が50ボルトアンペアを こえ100ボルトアンペアまでの 場合	17.16	1.28
総容量が100ボルトアンペアを こえ500ボルトアンペアまでの 場合100ボルトアンペアまで ごとに	17.16	1.28
総容量が500ボルトアンペアを こえ1キロボルトアンペアまで の場合	171.47	12.70

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	171.47	12.70
臨時電灯B 最低料金 1契約につき最初の 15キロワット時まで	632.02	46.82
電力量料金 上記をこえる 1キロワット時につき	36.23	2.68
臨時電灯C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	432.00	32.00
電力量料金 1キロワット時につき	30.75	2.28
公衆街路灯A 需要家料金 1契約につき	68.04	5.04
電灯料金 10ワットまでの1灯につき	75.62	5.61
10ワットをこえ20ワットまでの 1灯につき	118.83	8.80
20ワットをこえ40ワットまでの 1灯につき	205.25	15.20
40ワットをこえ60ワットまでの 1灯につき	291.68	21.61
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	464.53	34.41
100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	464.53	34.41
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの 1機器につき	208.19	15.43
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	355.88	26.36
100ボルトアンペアをこえる 1機器につき100ボルトアンペア までごとに	355.88	26.36

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 15キロワット時まで	336.10	24.90
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	21.84	1.62
公衆街路灯 C 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペア につき	356.40	26.40
電力量料金 1 キロワット時につき	19.21	1.42
低圧電力 基本料金 契約電力 1 キロワットにつき	1,058.40	78.40
電力量料金 1 キロワット時につき 夏季料金	17.98	1.33
その他季料金	16.53	1.22
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力 1 キロワット 1 日につき	205.82	15.25
従量制供給の場合 電力量料金 1 キロワット時につき 夏季料金	21.17	1.57
その他季料金	19.44	1.44
農事用電力 基本料金 契約電力 1 キロワットにつき	615.60	45.60
電力量料金 1 キロワット時につき 夏季料金	13.60	1.01
その他季料金	12.55	0.93

(2) 附則 3 (口座振替により料金を支払われるお客さまについての特別措置)
に定める口座振替割引額

単 位	口座振替割引額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 契約につき	54.00	4.00

(3) 附則 6 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置)
に定める料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
契約使用期間 最初の30日まで 契約電力		
0.5キロワット	4,448.22	329.49
1キロワット	6,342.73	469.83
2キロワット	10,043.61	743.97
3キロワット	13,790.77	1,021.54
3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに	2,447.21	181.27
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット	37.73	2.80
1キロワット	54.25	4.01
2キロワット	110.88	8.21
3キロワット	169.85	12.58
3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに	66.02	4.89

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
(燃料費調整の基準単価)	円 銭 厘	円 銭 厘
1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.347	0.026
1キロワット	0.692	0.051
2キロワット	1.386	0.103
3キロワット	2.078	0.154
3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに	0.692	0.051

(4) 別表 2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円 銭厘	消費税等相当額 円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電 灯		
10ワットまでの1灯につき	0.818	0.061
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	1.636	0.121
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	3.272	0.242
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	4.908	0.364
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	8.180	0.606
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	8.180	0.606
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	2.443	0.181
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	4.886	0.362
100ボルトアンペアをこえ る1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	4.886	0.362
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0.066	0.005
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	0.132	0.010
総容量が100ボルトアンペ アをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに	0.132	0.010
総容量が500ボルトアンペ アをこえ1キロボルトアン ペアまでの場合	1.319	0.098
総容量が1キロボルトアン ペアをこえ3キロボルトア ンペアまでの場合1キロボ ルトアンペアまでごとに	1.319	0.098

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(ハ) 臨時電力 契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.386	0.103
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3.159	0.234
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	0.211	0.016
(ロ) (イ) 以外の場合 1 キロワット時につき	0.211	0.016